名　称　白方港東防波堤灯台
位　置
所在地　香川県さぬき市（白方港東防波堤外端）
北　緯　三四―二〇―四〇
東　経　一三四―一一―三六
変更した事項
光　度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・三メートル
変更年月日　平成二十五年八月十九日

名　称　片田港南防波堤灯台
位　置
所在地　三重県志摩市（片田港南防波堤外端）
北　緯　三四―一五―〇〇
東　経　一三六―五〇―三五
変更した事項
光　度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十五年八月二十日

名　称　女木港鬼ヶ島防波堤灯台
位　置
所在地　香川県高松市（女木港鬼ヶ島防波堤外端）
北　緯　三四―二三―一八
東　経　一三四―〇三―一一
変更した事項
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで二・九メートル　平均水面上から灯火まで七・七メートル
変更年月日　平成二十五年八月二十一日

名　称　宇部港第十二号灯浮標
位　置
所在地　山口県宇部港（宇部港西防波堤灯台の南方約三〇〇メートル）
北　緯　三三―五六―〇六
東　経　一三一―一三―五五
変更した事項
位　置　正規位置の四〇度約一六〇メートル
変更年月日　平成二十五年八月二十一日
記　事　一時変更

名　称　室蘭港南外防波堤B灯台
位　置
所在地　北海道室蘭港第三区（南外防波堤B外端）
北　緯　四二―二〇―四一
東　経　一四〇―五五―四一
変更した事項
光　度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
変更年月日　平成二十五年八月二十三日

○東北地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十二日

東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
仙台市青葉区作並字壇ノ原一番から同市青葉区作並神ノ前西八番三まで	前	A　一六・六八～二一・二一	〇・三四二	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一三・一〇～七・七六	〇・三四二	
	後	B　一三・一〇～三九・六六	〇・三四二	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月十二日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号　7
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人なら建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	辻　清司
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十五年八月一日

○近畿地方整備局告示第百九十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月十二日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号　23
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社確認検査機構プラン21
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	宮木　英三、西前真理子

(2)　変更年月日　平成二十五年八月二十六日

○近畿地方整備局告示第百九十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月十二日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号　17
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　建築検査機構株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	木村　均

(2)　変更年月日　平成二十五年八月三十日